

安古市支店新設・移転オープン記念定期預金
「グッドパートナー」

令和7年12月1日現在

1 商品名	安古市支店新設・移転オープン記念定期預金「グッドパートナー」										
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市安佐南区に在住またはお勤めの個人および法人の方。 ・ 安古市支店既存顧客の方（地区関係なし）。 										
3 取扱期間	令和7年12月1日（月）～令和8年1月30日（金） ※お取扱期間内でも予定募集金額に達した場合取扱いを中止することがあります。										
4 募集総額	30億円										
5 預入期間	個人の方・・・1年[単利型]、3年[複利型]（自動継続） 法人の方・・・1年[単利型]、3年[単利型]（自動継続）										
6 預入方法	(1) 預入方法 一括預入 (2) 預入金額 100万円以上 (3) 預入単位 1円単位 (4) 預入条件 組合員限定（新たに加入された方も可） 新たなご資金のみ ※新たなご資金とは、現金（小切手）・お振込みや普通預金にお預け入れされているご資金などのこと。 既にお預け入れいただいている定期預金は対象外										
7 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。										
8 利息	<table border="1"> <tr> <td>(1) 適用金利</td> <td>預入期間</td> <td>適用利率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年</td> <td>1.25%</td> </tr> </table> <p>(2) 利払頻度 ※上記の利率は、初回満期日までとし、自動継続時は、継続日におけるお預入れ期間に応じたスーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率となります。</p> <p>(3) 計算方法 <複利型の場合> 満期日以降に一括して支払います。 <単利型の場合> 預入期間2年未満のものは満期日に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの期間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。</p>		(1) 適用金利	預入期間	適用利率		1年	0.85%		3年	1.25%
(1) 適用金利	預入期間	適用利率									
	1年	0.85%									
	3年	1.25%									

10 手数料	手数料の定めはありません。
11 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
12 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から中途解約日までの預入期間により、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。）により計算した利息とともに払戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満・・・普通預金利率 ・6か月以上1年未満・・・約定利率×20% ・1年以上2年未満・・・約定利率×30% ・2年以上3年未満・・・約定利率×40%
13 金利情報	窓口へお問い合わせください。
14 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hiroshima-kenshin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

	<p>受付時間:午前 9 時～午後 5 時 電話:03-3567-2456 所在地:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
<p>15 その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利息については20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金の対象となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・この預金は、総合口座のお取扱いが可能です。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。）